

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人田上よつばの会
- 3 代表者の氏名
轡田 忠夫
- 4 主たる事務所の所在地
南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、社会から孤立している障がいある方々に対して、共同作業所“やすらぎ工房”の設置運営事業、障がい者雇用事業、障がい福祉交流事業及びその他福祉関連事業を行い、障がい者の社会参加と経済的自立を支援することで親亡き後の将来を案じる家族も安心させられる環境整備を促し、もって障がい者を含むすべての人々が平等に存在しうるまち、そして互いに思いやりある生活がしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動